

2022年5月31日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 猪浦 純子
(TEL. 03-6703-7940)

上場E T Fの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とする i シェアーズ 気候リスク調整世界国債ETF (除く日本・為替ヘッジあり) (2853) につきまして、下記の通り約款変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の対象となるファンド名称 (銘柄コード)
i シェアーズ 気候リスク調整世界国債 ETF (除く日本・為替ヘッジあり) (2853)
2. 変更の内容
 - ① 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価方法の記載につき、投資信託協会規則の定めに準じた内容を追加いたします。
 - ② 追加設定および一部解約不可日を変更いたします。
・東京証券取引所での取引日の変更ではありません。
 - ③ 信託報酬率の計算方法を変更いたします。当該約款変更の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。
3. 約款変更と書面決議の手続き等
当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。
4. 変更の日程
約款の届出日 2022年5月31日 約款変更日 2022年6月1日

別紙 約款 新旧対照表

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第16条 (省略) ② (省略) ③ (省略) 1. (省略) 2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間) 3.、4. (省略) ④～⑧ (省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第16条 (省略) ② (省略) ③ (省略) 1. (省略) 2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間) 3.、4. (省略) ④～⑧ (省略)</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲] 第28条 (省略) ② (省略) ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または<u>価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するもの</u>とします。 ④～⑦ (省略)</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲] 第28条 (省略) ② (省略) ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ④～⑦ (省略)</p>
<p>[信託報酬等の総額] 第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の12以内の率 (以下「<u>信託報酬率</u>」といいます。) を乗じて得た額とします。 ② <u>ただし、上場投資信託証券に投資する場合、前項の信託報酬率は、本約款付表に規定する計算方法にて算出される率とします。</u> ③、④ (省略)</p>	<p>[信託報酬等の総額] 第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の12以内の率を乗じて得た額とします。 (新設) ②、③ (省略)</p>
<p>[信託の一部解約] 第52条 (省略) ② (省略) ③ (省略) 1. (省略) 2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間) 3.、4. (省略) ④～⑨ (省略)</p>	<p>[信託の一部解約] 第52条 (省略) ② (省略) ③ (省略) 1. (省略) 2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間) 3.、4. (省略) ④～⑨ (省略)</p>
<p>付表</p>	<p>付表</p>

<p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. <u>約款第45条第2項に規定する「別に定める計算方法」とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>計算式は「信託報酬率*=0.12%－ETF運営経费率 ×前月末のETF投資割合」とします。</u> ・ <u>「ETF運営経费率」とは、信託財産で投資している上場投資信託の目論見書その他公表資料に記載されている運営経费率をいい、信託報酬率の算出時点で委託者が知り得る最新の率とします。</u> ・ <u>「前月末のETF投資割合」とは、前月最終営業日における信託財産の当該上場投資信託証券への投資割合をいいます。</u> ・ <u>複数の上場投資信託証券に投資する場合、上記の「ETF運営経费率 ×前月末のETF投資割合」は、それぞれの上場投資信託証券に係る運営経费率をそれぞれの投資割合に応じて加重平均して得られる率とします。</u> ・ <u>「前月末のETF投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、信託報酬率は0.12%とします。</u> <p><u>*上記にかかわらず、委託者、受託者それぞれへの信託報酬の配分についてはゼロを下回らないよう、委託者は信託報酬率を定めるものとします。また、この信託の設定時の信託報酬率については、信託設定日の前営業日までに上記の計算方法を参考にしつつ委託者が定めるものとします。</u></p> <p>5. (省略)</p>	<p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>4. (省略)</p>
---	--

以上